

定 款

改定：2025.12.1

太陽ホールディングス株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、太陽ホールディングス株式会社と称し、英文では、TAIYO HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、ならびに次の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を自ら行うことを目的とする。

(1) 以下の製品の開発、製造、販売に係る事業

- ① 電子機器用絶縁性部材およびその応用品
- ② 電子機器用導電性部材およびその応用品
- ③ 一般印刷用インキならびにその補助剤
- ④ 染料、顔料、塗料、接着剤および溶剤
- ⑤ 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、化粧品
- ⑥ 医療機器
- ⑦ 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、その他農薬
- ⑧ 有機化学工業製品、無機化学工業製品
- ⑨ 前記各製品に関連する製品
- ⑩ 前記各製品に関連する原材料

(2) 不動産の賃貸借および管理

- (3) 自然エネルギー等による発電事業および電気の供給、販売等に関する業務
- (4) 農業、林業および水産業
- (5) 観光、健康、医療、スポーツ、研修、保育、宿泊および飲食施設の運営
- (6) 情報提供サービスの運営業務およびコンサルティング業務
- (7) システム開発、運用、サポート業務
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 前各号に関連する輸出入

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県比企郡嵐山町に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公 告)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、200,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。

- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 15 条の 2 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を提出することを要する。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

2 株主総会の議事録は、株主総会決議の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別して、株主総会の決議により選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 3 増員または任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

- 第 22 条 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議をもって選定する。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議に従い当会社の業務を執行し、当会社を代表する。

（役付取締役）

- 第 23 条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

（役付取締役の職務）

- 第 24 条 取締役会長は、社務を総理する。取締役社長は、業務の執行全般を統括する。取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐することのほか、委任された業務を執行する。
- 2 取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がこれを代行する。

（取締役会の招集権者および議長）

- 第 25 条 取締役会の招集は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを行う。
- 2 取締役会の議長は、取締役会において選定する。議長に選定された者は、法令に別段の定めある場合または取締役会において他の者を取締役会の議長として選定した場合を除き、選定後最初に開催される定時株主総会終結時までのすべての取締役会において議長となる。
 - 3 取締役会の招集権者または議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

- 第 26 条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当会社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。

2 取締役会の議事録は、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任限定契約)

第 32 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第 33 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。

2 監査等委員会の議事録は、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任および任期)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剩余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払いの配当金には利息を付けない。

第8章 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第45条 当会社が、第78回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）との間で締結した同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。